

個人情報取扱事務に係る特記仕様書附属条件

(趣旨)

第1 この附属条件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う事務にあって、個人情報取扱事務に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(保護責任者の選任)

第2 盛岡市（以下「甲」という。）から個人情報を取り扱う事務について委託の契約等をした者（以下「乙」という。）は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）に対して必要かつ適切な監督及び教育を行うため、保護責任者を選任するものとする。

(事務取扱担当者の明確化)

第3 乙は、事務取扱担当者を明確にするものとする。

(利用の制限)

第4 乙は、甲より委託された特定個人情報を、甲の事前承諾を得ることなく、保護責任者及び事務取扱担当者以外の役員及び従業者に利用させてはならない。

(作業場所の特定及び持出しの禁止)

第5 乙は、委託業務の履行に当たり、作業場所を特定し、当該作業場所を有する事業所内から特定個人情報を持ち出してはならない。

(教育研修)

第6 乙は、保護責任者及び事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。また、事務取扱担当者のうち、番号法第2条第9項に定める特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2の規定によるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。

2 乙は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、特定個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な教育研修を行うものとする。

3 乙は、教育研修を実施するに当たり、研修計画を策定し、実施体制を確立するものとする。

(報告等)

第7 乙は、特記仕様書及び本附属条件に定める事項を遵守するための措置について、契約締結後速やかに、甲に書面により報告するものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、特記仕様書及び本附属条件に定める事項の遵守状況について、定期に又は隨時に甲に報告するものとする。
- 3 乙は、甲が必要があると認めるときに実施する立入検査等に協力しなければならない。
- 4 前各項の報告及び立入検査等の結果、乙における特定個人情報の取扱いが、特記仕様書及び本附属条件に定める事項に適合しないと甲が判断したときは、甲は、乙に対し、特定個人情報の安全管理措置の改善を求めることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応じなければならぬ。